平成２４年（フ）第６１２号
川崎市宮前区有馬２丁目１番20号　サンシティ鷺沼パートⅡ201、前住所川崎市宮前区有馬７丁目１番23―102号　鷺沼レジデンス
債務者　関口　暁子（旧姓古田）
１　決定年月日時　平成25年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１１３２号
福岡市中央区天神４丁目１番23号
破産者　大星興産有限会社
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２０号
福岡市博多区博多駅南１丁目８番６号
破産者　アイフォレックス株式会社
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第５７号
石川県羽咋郡志賀町大津ハの149番地
破産者　川畑　　登
１　決定年月日　平成25年３月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１８７７号
横浜市旭区上白根１丁目５番９―943号、開始決定時の住所横浜市中区山元町１丁目37番地
破産者　小幡　格嗣
１　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
２　一般調査期日　平成25年５月13日午後２時
平成25年３月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５６１号
大阪市浪速区大国２丁目８番３―201号
破産者　串の太陽こと　平田　隆之
１　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
２　一般調査期日　平成25年５月13日午後３時30分
平成25年３月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０４号
長野市篠ノ井塩崎6834番地１　グランドリバティ篠ノ井107号
破産者　小林　香織（旧姓佐藤）
１　破産債権の届出期間　平成25年４月18日まで
２　一般調査期日　平成25年６月27日午前10時
平成25年３月19日
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４２１号
北海道上川郡下川町旭町13番地
破産者　市村　茂雄
１　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
２　一般調査期日　平成25年６月12日午後３時
平成25年３月18日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５９号
宮崎県日南市大字平野2776番地４　金丸アパート11号
破産者　浅田　雅輝
１　破産債権の届出期間　平成25年４月19日まで
２　一般調査期日　平成25年５月13日午前11時
平成25年３月19日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
大阪府泉南市岡田３丁目21番３号
破産者　株式会社辻源商店
１　破産債権の届出期間　平成25年４月22日まで
２　一般調査期日　平成25年６月18日午後１時30分
平成25年３月19日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第７４４号
京都府八幡市欽明台東５番地１　Ａ―807号
破産者　梅原　二郎
１　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
２　一般調査期日　平成25年６月12日午前11時
平成25年３月19日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３３号
香川県高松市香南町西庄1229番地８、住民票上の住所香川県高松市勅使町1209番地59
破産者　山端　照夫
１　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
２　一般調査期日　平成25年６月18日午後２時30分
平成25年３月19日
高松地方裁判所破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１０９号
山口県光市光井６丁目１番29号、前住所山口県光市光井４丁目９番22号
破産者　杉原　綾子
異議申述期間　平成25年４月19日まで
平成25年３月19日　山口地方裁判所周南支部

平成２４年（フ）第１４４号
山口市湯田温泉６丁目５番３号
破産者　福士　弘幸
異議申述期間　平成25年４月25日まで
平成25年３月19日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７号
熊本県山鹿市久原5728番地１　久原団地18―２
破産者　小林　純子
異議申述期間　平成25年５月13日まで
平成25年３月19日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第２０７０号
東京都港区西新橋１丁目１番15号
清算株式会社　ピーエスアール相武株式会社
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第１１号
東京都板橋区板橋１丁目10番14号
再生債務者　株式会社東京カソード研究所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区平河町１丁目１番１号　平河町コート601　香川法律事務所　弁護士　香川　明久
平成25年３月14日
東京地方裁判所民事第20部

監督命令変更

平成２３年（再）第１０号
東京都豊島区巣鴨３丁目39番４号東都ビル702
再生債務者　大丸産業株式会社
主文　平成23年２月９日にした監督命令の第４項を次のとおり変更する。
「４　再生債務者が次に掲げる行為をするには、監督委員の同意を得なければならない。
⑴　再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
⑵　再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）
⑶　財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
⑷　貸付け
⑸　金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証
⑹　債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄
⑺　別除権の目的である財産の受戻し
⑻　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結」
平成25年３月18日
東京地方裁判所民事第20部